

農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換の結果について

平成30年3月31日
(公社)神奈川県農業公社

番号	開催日	参加者の概要等	主な意見	結果及び意見を踏まえた改善点
1	H29.5.18	水田整備に係る検討会 (県土地連、関係市町相模川左岸土地改良区、厚木市入之藪土地改良区、小沢頭首工土地改良区連合、酒匂川左岸土地改良区、内川土地改良区他) 参加人数:55名	○ほ場整備完了後の農地利用については、市独自の新規就農者施策や企業参入、農地中間管理制度を活用しながら担い手確保に取り組んでいきたい。 (南足柄市内川) ○農地利用最適化推進委員は地域の農家の意向等の情報を中間管理に情報提供するルートをつくるとともに、貸借について直接働きかけてもらいたい。	○重点モデル地区(基盤整備実施地区)の事例を紹介し、農地中間管理事業を活用して地域の担い手を確保する取組をお願いした。 ○県・農業会議・農業公社が一体となって、農業委員会と機構の連携について取り組んでいく。
2	H29. 8.10	県央地区農業委員会連合会(新任農業委員・農地利用最適化推進委員基礎研修会) 参加人数:60名	○受け手が見込めなくても、貸したいという農地を借りてもらえないか。 ○簡易な基盤整備をして貸し付けられているが、やっているのか。 ○農業振興地域に指定されていないが、本事業の対象にしてもらえないか。	○受け手が見込めないものは、すぐには借りれない。貸付希望申出書を提出していただき、リストに登録する。 ○遊休農地で貸付意向があったもので受け手が見込めるものは、条件はあるが草刈・耕耘は機構で実施している。相談願いたい。 ○事業制度なので実施できない。
3	H29. 8.23	南足柄市内川土地改良区に係わる人・農地プラン及び農地中間管理事業についての説明会 ＜県営ほ場整備実施地区、H29から農地耕作条件改善事業に乗り換え、重点モデル地区＞ 参加人数:51名	○これまで改良区は土地改良事業について話し合ってきたが、「人・農地プラン」についてははじめてのことだし、農地中間管理事業をどう活用するかも、これからの話し合いとなる。 ○平成28年度工事で完了した区画を相対の話し合いで耕作している。今後どうしたらよいか？ ○賃料については今までの経緯から物納、使用貸借、賃借料と色々ある。どうしたらよいか？	○パンフレットを使って、「農地を貸したい方は」「農地を借りたい方は」の手続きを説明。併せて、「地域集積協力金」について地域での話し合いをお願いした。 ○今後、農地中間管理事業を活用して正式に貸借する。年度工事で完了した区画ごと、改良区・市・農業委員会・機構が連携して事務を進める。 ○H30.1.10 南足柄市内川土地改良区における相談会を開催し、具体的にマッチングを進めている。

農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換の結果について

平成30年3月31日
(公社)神奈川県農業公社

番号	開催日	参加者の概要等	主な意見	結果及び意見を踏まえた改善点
4	H29. 8.31	足柄上地区農業委員会連合会(農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会) 参加人数:80名	○どんな農地でも借りてもらえるか?貸したいと意向を示した遊休農地はどうなるか? ○貸付期間中に出し手又は受け手の死亡が発生した場合はどうなるのか?	○受け手が見込めないものは、すぐには借りれない。貸付希望申出書を提出していただき、リストに登録する。 ○遊休農地で貸付意向があったもので受け手が見込めるものは、条件はあるが草刈・耕耘は機構で実施している。相談願いたい。 ○賃借権は出し手(又は受け手)の死亡により相続人が継承する。使用貸借は受け手の死亡により効力を失う旨説明。
5	H29.9.28	農業法人協会・若手農業者との意見交換会 参加人数:21名	○貸し主の相続があったら、農地を返さなければならぬのか? ○農地中間管理事業が始まった時は、法人や企業参入など他業種が入ってくると自分の農業ができなくなる不安があった。現在は農協が農地利用円滑化事業と農地中間管理事業の窓口を兼ねることで、情報を集約して優先的に組合員に空き農地が来るようにしている。 <各地域の農地情報について実態と要望> ○農地の空き地情報が集まらない。 ○遊休農地を借りても整地の費用は借り手負担。きれいにした後、返せと言われては困る。 ○借りる遊休農地の測量や整地をしたが、費用負担して欲しい。 ○農地中間管理機構に指定する農地を借りてきてもらえると助かる。 ○情報の共有ができない。専業農家ばかりが集まって意見を言える場所が欲しい。 ○地域のリーダー的な農家をモデルに支援をして欲しい。	○契約期間中は返す必要はない。双方合意すれば解約する制度はある。双方の調整は機構が行う。 ○相模原市農協と業務委託している。円滑化と中間管理については農家の意向で分けしている。受け手は地域内を優先しており、市・農協と調整して配分している。 ○意見交換会を通じて、事業の周知が若手担い手まで十分に伝わっていないことがわかった。また、相続により取得した土地持ち非農家も農地を貸し付けできることを知らない者が多いとの意見もあり、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員に事業の周知、情報収集等に協力いただけるよう市町村農政主管課を通じてお願いすることとした。

農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換の結果について

平成30年3月31日
 (公社)神奈川県農業公社

番号	開催日	参加者の概要等	主な意見	結果及び意見を踏まえた改善点
6	H29.11.7		<p><対象は年間販売額が1,500~3,000万円程度の農業者・法人。全12回の研修中、10回目の研修で説明></p> <p>○借受申出書を提出しているが、農地を紹介してもらいたい。</p>	<p>○パンフレットにより事業紹介。</p> <p>○農地中間管理事業に関するアンケートを実施。(事業周知、規模拡大の意向有無、売買・貸借の別、希望地域)</p>
7	H29.11.13	<p>農業参入フェア2017 かながわ農業アカデミーと協賛でブース開設 参加人数:5社</p>	<p>○ニーズにあった農地情報を即時に提供してもらいたい。</p>	<p>○かながわ農業アカデミーと連携強化し、企業参入希望者のニーズを把握し、農地情報を提供する。</p> <p>○市、農協との連携を強化して、農地情報を確保する。</p>
8	H29.12.20	<p>二宮町 人・農地プラン説明会 参加人数:17名</p>	<p>○新規参入の場合、町の参入要件は何か？</p> <p>○公社のパンフレットで、「貸し出すまでの間、農地を管理」「簡易な基盤整備を実施」とあるが、実施した例はあるのか？</p> <p>○よい農地は担い手が見つかるが、小さな農地は有効活用できない。活用法として土地にあった作物を作るのもひとつの方法。その利用方法を考えることが町の発展、活性化につながる。</p> <p>○車が入れない農地を、次世代に向けて軽トラックが入れるようにしないとダメ。誰がやるのか、町は材料支給してくれるのか。</p>	<p>○パンフレットで制度説明するとともに、質問に対して実施事例を説明した。</p> <p>○人・農地プランでは、機構の活用方針として「地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける」となった。</p> <p>○借受申出書、貸付希望申出書の提出をお願いした。</p>
9	H30.2.5 H30.2.6	<p>大井町(金田・曾我) 大井町(相和) 人・農地プラン意見交換会 参加人数:20名</p>	<p>○固定資産税の課税強化について、パンフレットでは「1.8倍となる」が強調されているが、「減免措置がなくなる」と説明した方が適当。</p> <p>○農地中間管理機構への貸付意向が示されれば、課税の対象外となることを、町は農家へ周知徹底すべきである。</p> <p>○農地にトイレが設置できない。新規就農・女性農業者・養護学校生徒などの参入障害となっている。国・県に要望してもらいたい。</p>	<p>○固定資産税の軽減・課税強化を説明したところ、制度の周知徹底が必要との意見が多かった。様々な機会を活用して制度の説明を行っていく。</p> <p>○借受申出書、貸付希望申出書の提出をお願いした。</p>